自衛隊員の

再就職等規制

防衛省・自衛隊
MINISTRY OF DEFENSE

再就職等規制は、公務の公正性に対する国民からの信頼を確保するために導入された、自衛隊員と元隊員が必ず遵守しなければならない法律上のルールです。

※　当パンフレットにおける留意事項

○　「隊員」とは、自衛隊員をいいます。
（非常勤隊員、臨時的任用隊員、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生、陸上自衛隊高等工科学校の生徒、条件付採用期間中の隊員、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補は除きます。）
任期付隊員、任期付研究員、再任用隊員として勤務する者も「隊員」に含まれますのでご注意ください。

○　「元隊員」とは、以前は自衛隊員の地位にあったが既に離職していて、現在は自衛隊員としての地位を有しない者をいいます。

○　「一般定年等隊員」とは、将補以上の階級にある自衛官、自衛官である特定任期付隊員、再任用自衛官のうち任期末日の年齢が事務官等の段階的な定年年齢（※）を超える者並びに事務官等

○　「若年定年等隊員」とは、定年年齢が６５歳に満たない自衛官（将官を除く）、任期制自衛官及び再任用自衛官のうち任期末日の年齢が事務官等の段階的な定年年齢（※）に達しない者

（※）　事務官等の定年年齢は段階的に引き上げられ、令和１３年度以降６５歳となる。

目　次

1　あっせん規制　・・・

1 あっせん規制（他の隊員・元隊員の再就職依頼・情報提供等の規制）

現職の隊員が営利企業等に対し、

① 他の隊員・元隊員を、当該営利企業等又はその子法人に再就職させることを目的として、

（１）当該隊員又は当該元隊員に関する情報を提供すること

（２）再就職が見込める地位に関する情報提供を依頼すること

② 他の隊員・元隊員を、当該営利企業等又はその子法人に再就職させるよう要求又は依頼すること

は禁止されています。

（例）・他の隊員・元隊員の名前・職歴・評判等の提供
・職務内容や待遇等の求人情報の照会
・他の隊員・元隊員の再就職の要求、依頼

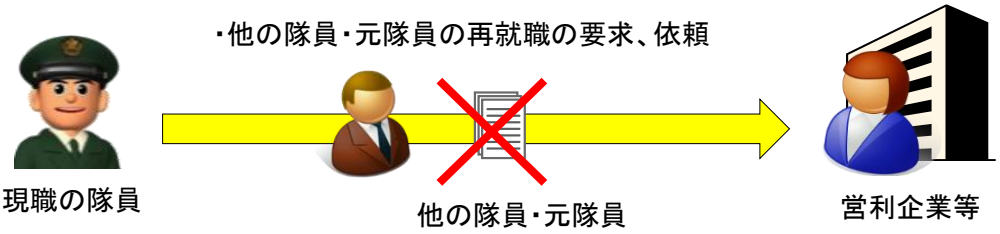

ただし、次の場合は禁止されていません。

○ 若年定年等隊員が離職する際の就職の援助を目的として行う場合
（就職の援助に関する事務を処理する組織に属する隊員のうちから防衛大臣が指定する者（就職援護隊員）に限られます。）（※）

○ 独立行政法人・特殊法人等に隊員をいわゆる現役出向させることを目的として行う場合

（※） 再々就職の援助行為は、就職援護隊員であってもできません。

（注）用語について

○ 「営利企業等」とは、営利企業に加えて非営利法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。）全てをいいます。このため、**公益法人、一般法人、ＮＰＯ法人等も営利企業等に含まれます。**
あっせん規制では、利害関係の有無は関係ありません。

○ 「子法人」とは、営利企業等が株主等の議決権の過半数を保有する法人等をいいます。

Q&A

Q　若年定年等隊員の再就職を援助する援護業務も、あっせん規制違反となりますか。

A　いいえ。あっせん規制の例外として、自衛隊法第６５条の２第２項において、防衛大臣が指定する者（就職援護隊員）が若年定年等隊員の再就職を援助する行為は規制の適用から除外されています。ただし、企業とのやり取りは自衛隊援護協会が行います。

Q　再任用隊員や任期付隊員も、あっせん規制の対象となりますか。

A　はい。再任用隊員（短時間勤務を含む。）や任期付隊員であっても規制の対象となります。したがって、隊員がこれらの隊員の再就職を依頼することや、これらの隊員が他の隊員の再就職を依頼するなどの行為は禁止されます。

Q　元隊員に再就職先を紹介してもらうことは、あっせん規制違反となりますか。

A　いいえ。元隊員に再就職先を紹介してもらうこと自体は、あっせん規制違反となりません。ただし、元隊員からの紹介に現職の隊員が関与している場合は、当該現職の隊員はあっせん規制違反となる場合があります。

　なお、紹介された企業が利害関係企業等に当たる場合は、その企業等に対して現職中に求職活動を行うことは禁止されることとなります（１尉以下又は行政職（一）４級（相当級を含む。）以下の隊員を除く。）。

Q　営利企業等側からの依頼であっても、他の隊員・元隊員の情報を提供した場合は、あっせん規制違反となりますか。

A　はい。営利企業等側からの依頼であっても、隊員が、営利企業等の地位に就かせることを目的として、他の隊員・元隊員の情報を提供する場合は、あっせん規制違反となります。

Q　「再就職させることを目的」とは、どのように判断するのですか。

A　隊員に、他の隊員・元隊員を再就職させようという積極的な意図、意欲まで必要はなく、他の隊員・元隊員の再就職につながるであろうことを認識し、認容していれば足りると考えています。

　また、「再就職させることを目的」には、特定の個人を再就職させる目的である必要はなく、他の隊員・元隊員の誰かを再就職させる目的があれば足りると考えています。（※）

　なお、その判断に当たっては、当事者間のやり取りだけでなく、関係者の証言なども加えた全体的な検証を行っています。

（※）　多数の営利企業等の者が参加する会合等の公の場での儀礼的又は社交的な行為（挨拶等）として、若年定年等隊員の就職援護への理解と協力を求めたとしても、直ちに再就職に繋がるものではないことから、自衛隊法で規定するあっせん規制には違反しないものと整理している。（ただし、疑義が生じた場合は要確認）

あっせん規制違反の対象となる事例

① 再就職させることを目的としていることを直接示す発言等を行っていなくても、複数の行為を総合的に判断された事例

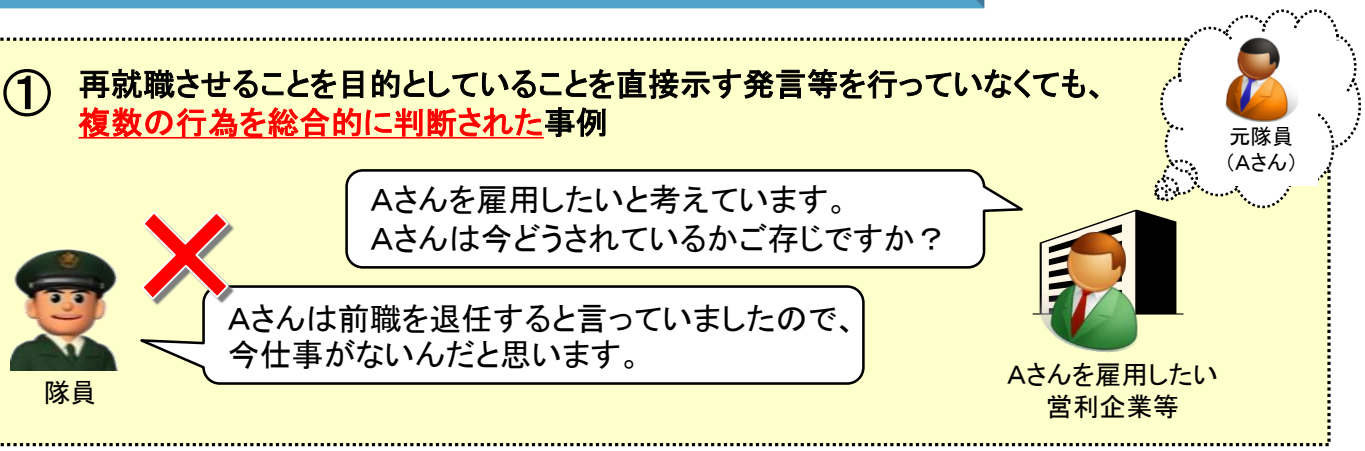

② 再就職あっせんのための情報のやり取りを、隊員ではない者に仲介させて規制を逃れようとした事例

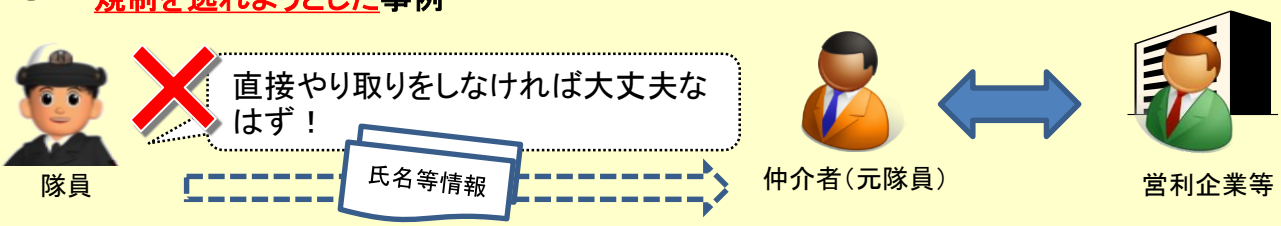

③ 主体的なあっせんではなかったものの、情報提供を頼まれて協力した事例

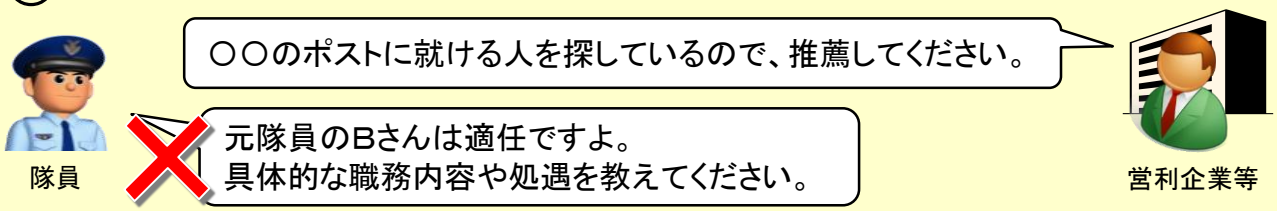

④ 元隊員が自身の再就職に関し、現職隊員に援助を依頼したことを受けて、当該隊員がその依頼に応じて企業・団体とやり取りをした事例

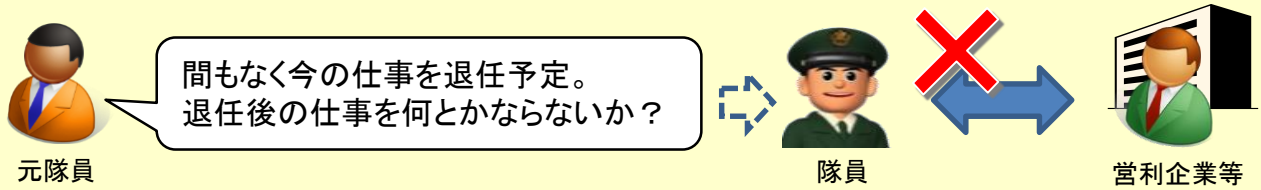

⑤ 元隊員から頼まれて、他の隊員に対し、特定の職業分野に行く気持ちがあるかどうかを確認し、当該元隊員に報告した事例

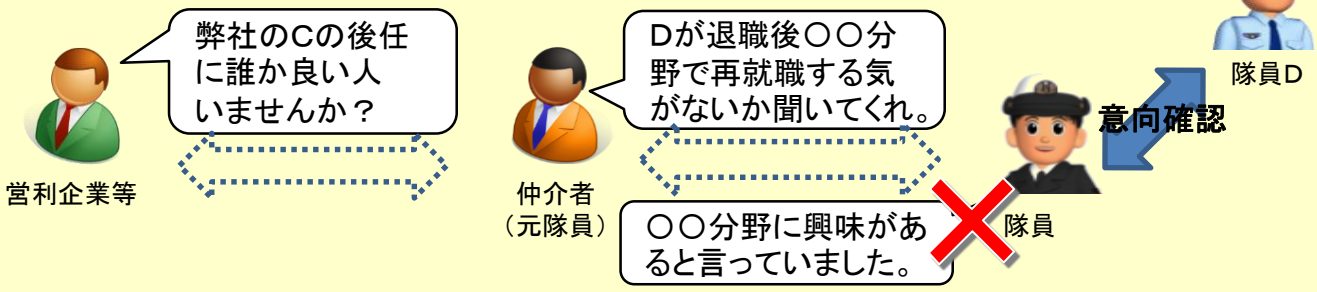

※ なお、違反行為後に退職していたとしても、懲戒処分相当の金銭の納付等が求められる可能性があります。

２ 求職活動規制
（在職中の利害関係企業等への求職の規制）

現職の隊員が利害関係企業等に対して、
①　当該利害関係企業等又はその子法人に再就職することを目的として、
（１）自己に関する情報を提供すること
（２）再就職が見込める地位に関する情報の提供を依頼すること
②　再就職することを要求又は約束すること

は禁止されています。

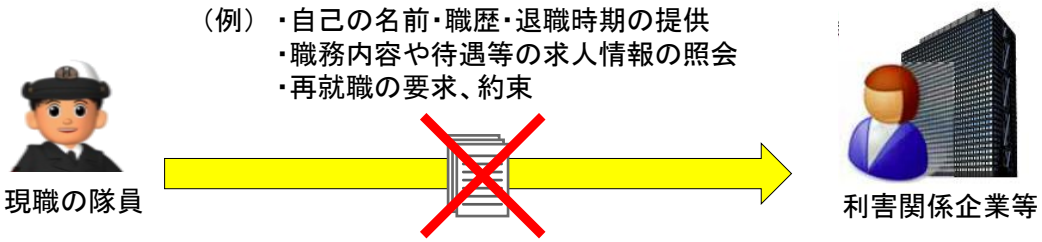

ただし、次の場合は禁止されていません。

- ○　いわゆる現役出向の際に独立行政法人・特殊法人等に対して行う場合
- ○　１尉以下又は行政職（一）４級（相当級を含む。）以下の隊員が行う場合
- ○　公務の公正性の確保に支障が生じない場合として、若年定年等隊員は防衛大臣、一般定年等隊員は内閣府再就職等監視委員会の承認を受けた場合

（注）用語について
○　「利害関係企業等」とは、隊員が職務として携わる次の事務の相手方となる営利企業等（※営利企業等の定義については、２ページ参照。）をいいます。

①　許認可等を受けて事業を行っている、又は許認可等を申請（しようと）している営利企業等
②　補助金等の交付を受けて事業を行っている、又は補助金等の交付を申請（しようと）している営利企業等
③　不利益処分をしようとする場合に名宛人となるべき営利企業等
④　行政指導により一定の作為・不作為を求められている営利企業等
⑤　契約（電気・ガス・水道等を除く。総額２千万円以上）を締結している、又は契約の申込みを（しようと）している営利企業等
⑥　犯罪の捜査を受けている営利企業等

◆　求職しようとする営利企業等が利害関係企業等に該当するか否か判断できない場合は、在職する機関等の人事担当部局に確認してください。
特に契約担当者以外にも発注元や受領検査、完成検査などの担当者は要注意

Q&A

Q　在職中の利害関係企業等への求職の規制は、全ての隊員が対象となるのですか。

A　いいえ。１尉以下又は行政職（一）４級（相当級を含む。）以下の隊員が行う場合については、求職活動規制の対象となりません。

Q　職務との利害関係の有無は、どの時点で判断するのですか。

A　職務との利害関係は、離職時における職務ではなく、隊員が求職活動を行う時点の職務で判断します。したがって、求職活動中に人事異動があれば、異動後の職務についてもあらためて利害関係の有無を判断します。なお、異動後の職務において利害関係が生じた営利企業等に対し、異動前から行っていた求職活動を異動後にも引き続き行うと、その時点で規制違反となりますのでご注意ください。

Q　利害関係企業等に対する求職は、公募への応募であれば可能ですか。

A　応募する前に若年定年等隊員は防衛大臣、一般定年等隊員は内閣府再就職等監視委員会の承認を得る必要があります。「一般に募集され公正で適正な手続で選考される場合」で、かつ公務の公正性を損ねるおそれがないと認められる場合は、承認される可能性があります。

Q　利害関係企業等からの再就職の依頼に応じることも規制違反となりますか。

A　はい。自ら働きかけることなく、利害関係企業等から再就職の依頼を受けた場合であっても、在職中にそれらの依頼に応じることや、再就職することを目的として自己の情報を提供することは規制違反となります。

例えば、挨拶回りで雇用の勧誘を受け承諾した場合は求職活動規制に抵触しますので、勧誘された場合には、再就職等規制に抵触するおそれがある旨をお伝えし、在職中は応じないようにご注意ください。退職後に話を聞きますと応じることも控えてください。

Q　自分の職務との間に利害関係はないが、同じ在職機関の他の隊員との間に利害関係がある営利企業等に対する求職は規制されるのですか。

A　いいえ。在職している機関等の職務と利害関係がある営利企業等であっても、求職を行う隊員の職務との間に利害関係がない場合は、求職は規制されません。

Q　在職中にハローワークやインターネットを利用して、求人情報を収集する行為は規制されますか。

A　いいえ。単に求人情報を閲覧する行為については規制されていません。

ただし、利害関係企業等に対して、自身が再就職を希望しているという情報が伝わった場合は規制違反となる可能性がありますので、個人で求人サイト等を利用し応募を行う場合にはご注意ください。なお、利害関係がない企業等に対して、現職中に求職活動を行うことは規制されていません。

３ 働きかけ規制
（再就職者による依頼等（働きかけ）の規制）

① 退職して営利企業等に再就職した元隊員（いわゆる現役出向者を除く。）が離職前５年間に在職していた局等組織の隊員に対して、再就職先に関する契約等事務について、離職後２年間、職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼することは禁止されています。

② 在職中に就いていたポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲は異なります（次ページ参照）。

③ これらに違反する働きかけを受けた隊員は、防衛大臣又は内閣府再就職等監察官に届け出なければなりません。
（届出を行わなかった場合は、懲戒処分の対象になります。）

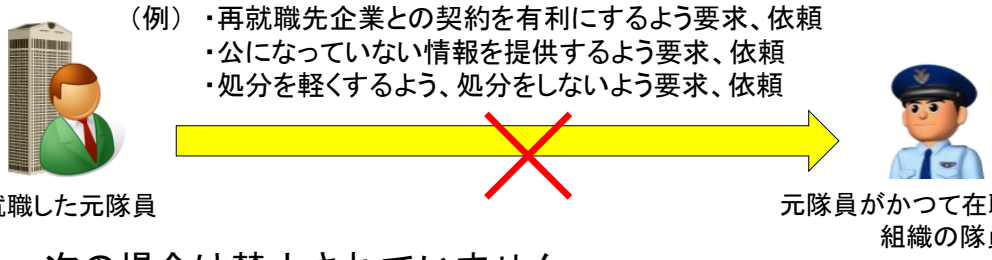

ただし、次の場合は禁止されていません。

- ○ 防衛省から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するため必要な場合又は独立行政法人・特殊法人等の業務を行うため必要な場合
- ○ 法令、国等との契約、行政処分に基づく権利の行使又は義務の履行の場合
- ○ 法令に基づく申請・届出を行う場合
- ○ 一般競争入札等による契約を締結するため必要な場合
- ○ 法令又は慣行により公開（が予定）されている情報の提供を求める場合
  （公示前の入札情報の教示は、規制対象となります。）
- ○ 公務の公正性の確保に支障が生じない場合として防衛大臣又は内閣府再就職等監視委員会の承認を受けた場合

（注）用語について

- ○ 「局等組織の隊員」とは、防衛省本省の官房及び局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、陸上自衛隊の部隊及び機関、海上自衛隊の部隊及び機関、航空自衛隊の部隊及び機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局、防衛装備庁に属する隊員などをいいます。「自衛隊の部隊及び機関」には共同の部隊又は機関、例えば統合作戦司令部なども含まれます。駐屯地、基地等が異なっても局等組織としては同一とされます。
- ○ 「契約等事務」とは、①再就職者が地位に就いている営利企業等やその子法人と国等との間で締結される売買、貸借、請負、その他の契約、②当該営利企業等やその子法人に対する処分に関する事務などが該当します。
- ○ 「要求又は依頼」とは、契約等事務に関して、作為又は不作為を求める行為だけでなく、公開されていない事項に関する質問（情報提供の要求）も規制の対象となります。

再就職者の離職前に就いていたポストや働きかけの内容により、規制範囲が変わります

① **全ての再就職者**（退職後に営利企業等に再就職した元隊員。以下同じ）

⇒　離職前5年間に在職していた局等組織の隊員に対し、離職前5年間の職務に属する契約等事務（再就職先に係るものに限る。以下同じ。）に関して、離職後2年間働きかけを禁止。

② **離職前5年より前に本省部課長級ポスト(※1)の経験がある再就職者**

⇒　①に加え、離職前5年より前に本省部課長級ポストに就いていたときの事務を所掌する局等組織の隊員(※2)に対し、当該本省部課長級ポストの職務に属する契約等事務に関して、離職後2年間働きかけを禁止。

（※1）防衛省本省内部部局又は防衛装備庁内部部局の部長・課長及び相当職が該当。

（※2）該当するポストや局等組織が廃止された場合は、業務を引き継ぐポストに属する局等組織の隊員

③ **本省局長級以上ポスト(※3)の経験がある再就職者**

⇒　①、②に加え、本省局長級以上のポストに就いていた者は、防衛省の全ての隊員に対し、防衛省の所掌に属する契約等事務に関して、離職後2年間働きかけを禁止。

（※3）事務次官、防衛審議官、大臣官房長、各局長、各幕僚長、情報本部長、防衛監察監、防衛装備庁長官

④ **再就職者が在職中に自らが決定した契約等への働きかけ**

⇒　①～③に加え、防衛省の全ての隊員に対し、自ら決定した契約・処分であって、現に再就職している営利企業等との間のものについて、期限の定めなく働きかけを禁止。

再就職者による依頼等（働きかけ）の規制のイメージ図

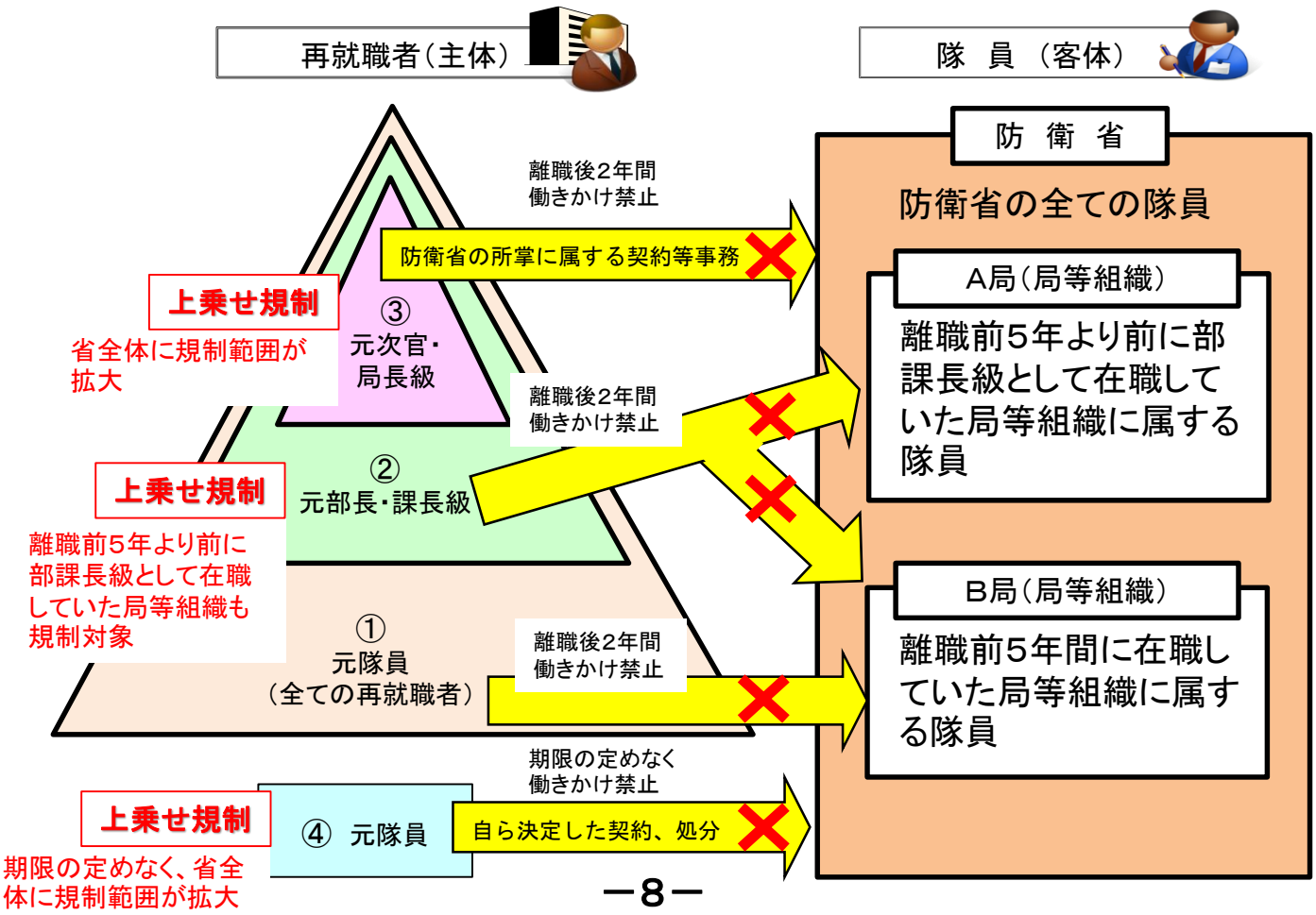

Q&A

Q　かつて在職していた局等組織への働きかけは全て禁止されるのですか。

A　再就職者の再就職先である営利企業等との間の契約や処分等の事務で、在職中に自ら決定したものに関する働きかけは、期限の定めなく禁止されるほか、離職前５年間に在職していた局等組織の隊員に対する働きかけは、離職後２年間は禁止されます。

なお、在職中のポストにより、禁止される働きかけの対象範囲は異なります。（前ページ参照）

Q　契約や処分に関する働きかけであれば、不正な行為を求めるものではない働きかけでも禁止されるのですか。

A　不正な行為を求めるものでなくても、契約や処分に関する働きかけは禁止されています。ただし、防衛省から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要がある場合等については、規制の適用除外とされています。

なお、職務上不正な行為を働きかけた場合（又は相当な行為をしないように働きかけた場合）には、刑罰（１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金）の対象になります。

Q　防衛省との間で、既に再就職先の営利企業等が締結した契約に基づき代金の支払を請求したり、防衛省から委託を受けている調査事務について打ち合わせをしたりすることなども禁止されているのですか。

A　働きかけ規制の例外として、契約に基づく権利の行使や防衛省からの委託を受けた事務の実施に必要な場合などに働きかけを行うことは認められています。

Q　再就職者から働きかけを受けた場合はどうしたらよいですか。

A　働きかけを行った元隊員が離職時に若年定年等隊員であった場合は、防衛大臣（人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室）に、元隊員が離職時に一般定年等隊員であった場合は、内閣府再就職等監視委員会の再就職等監察官宛にそれぞれご連絡の上、部隊等を経由せず直接届け出て下さい。

なお、届出を行う必要があるかどうか迷った場合など不明な点があるときは、人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室又は内閣府再就職等監視委員会事務局に相談して下さい。

Q　「公務の公正性の確保に支障が生じない場合」として防衛大臣又は内閣府再就職等監視委員会が承認する場合とは、どのような場合ですか。

A　再就職者が働きかけを行う現職隊員の職務が、「電気、ガス若しくは水道水の供給、又はNHKによる放送の役務の給付」を受ける契約に関するものや、その他隊員の裁量の余地が少ないものである場合に、承認できることとされています。

4 再就職等規制違反の事例

防衛省で実際に起こった規制違反行為及び不適切行為
― ① 陸幕募集・援護課事案 ―

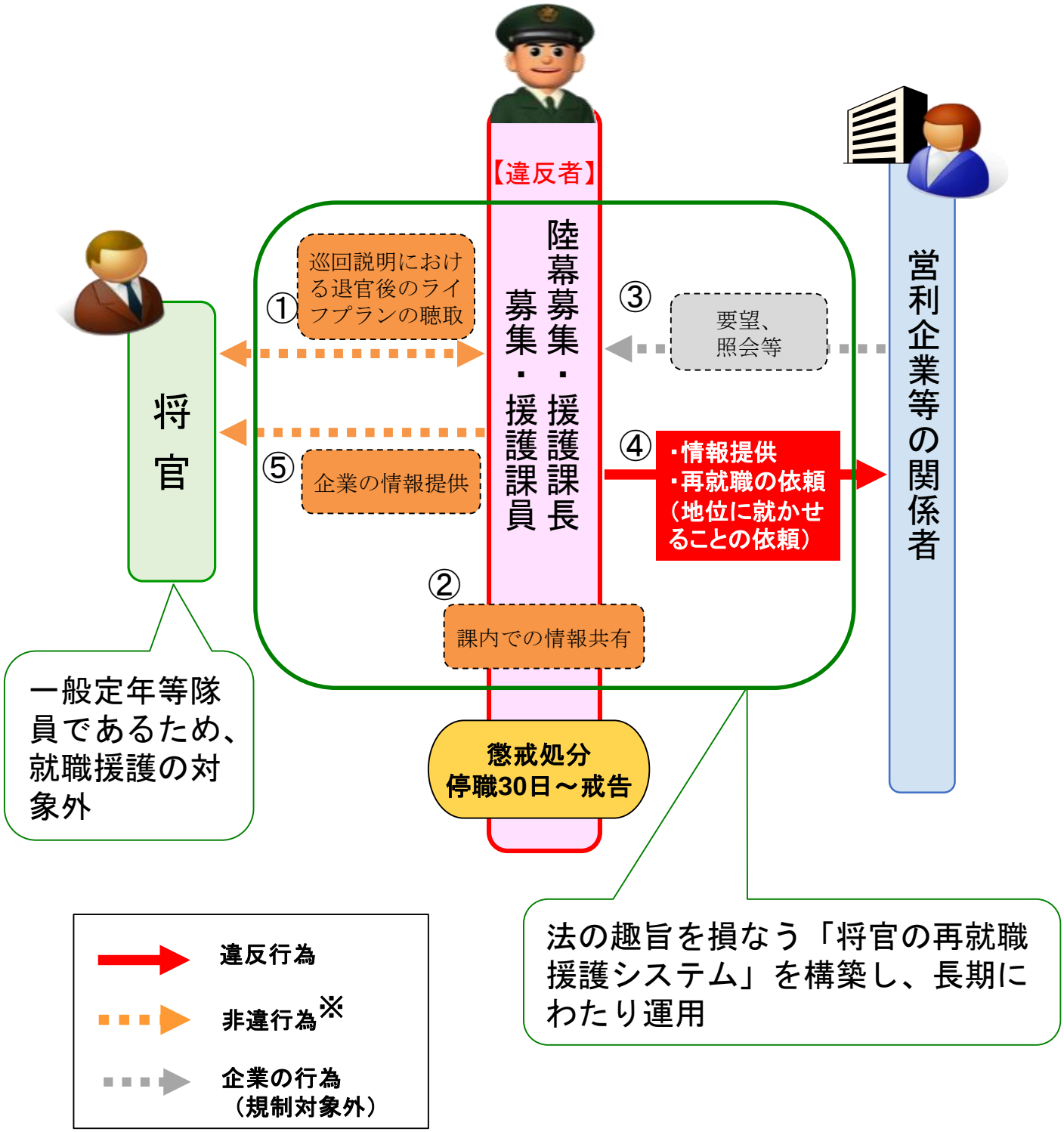

※　本件における非違行為とは、法規制には違反しないものの、法の趣旨を損なう「将官の再就職援護システム」を運用するにあたり、法違反行為を助長する行為と認められるもの。

再就職等規制違反行為（H27.10.1以降）

Ａ募集・援護課長

Ａ募集・援護課長は、巡回説明におけるライフプランの聴取を２２件行い、それを援護課員と共有し、**営利企業等への情報提供を３件行い**、将官に対する営利企業等からの要望伝達行為を２２件行った。また、Ａ将補が募集・援護課長であった間、部下である援護課員は、営利企業等への情報提供を２０件行った。

Ａ課長は「停職３０日」の懲戒処分

Ｂ募集・援護課長

Ｂ募集・援護課長は、巡回説明の是正を図りながらも、**営利企業等への情報提供を１件行い**、将官に対する営利企業等からの要望伝達行為を４件行った。また、Ｂ１佐が募集・援護課長であった間、部下である援護課員は、営利企業等への情報提供を２件行った。

Ｂ課長は「戒告」の懲戒処分

Ｃ募集・援護課員

Ｃ募集・援護課員は、巡回説明におけるライフプランの聴取を３９件、**営利企業等への情報提供を１５件**、将官に対する営利企業等からの要望伝達行為を１５件、さらに就職援助会社への情報提供を１件行った。また、募集・援護課長との情報共有のための資料作成を行った。

Ｃ課員は「停職１０日」の懲戒処分

Ｄ募集・援護課員

Ｄ募集・援護課員は、巡回説明におけるライフプランの聴取を２９件、**営利企業等への情報提供を７件**、将官に対する営利企業等からの要望伝達行為を１８件行った。また、募集・援護課長との情報共有のための資料作成を行った。

Ｄ課員は「停職１０日」の懲戒処分

Ｅ募集・援護課員

Ｅ募集・援護課員は、将官に対する営利企業等からの要望伝達行為を６件行った。

Ｅ課員は「戒告」の懲戒処分

再就職あっせん禁止通達違反行為（H21.10.15～H27.9.30）

歴代募集・援護課長、募集・援護課員

平成２７年１０月の再就職等規制導入以前に在籍していた歴代の募集・援護課長及び募集・援護課員が行った営利企業等への情報提供は、平成２１年１０月１５日に発出されたあっせん禁止通達に違反となる。

歴代募集・援護課長３名は「訓戒」
歴代募集・援護課員３名は「注意」

防衛省で実際に起こった規制違反行為及び不適切行為
― ② 陸自補給統制本部事案 ―

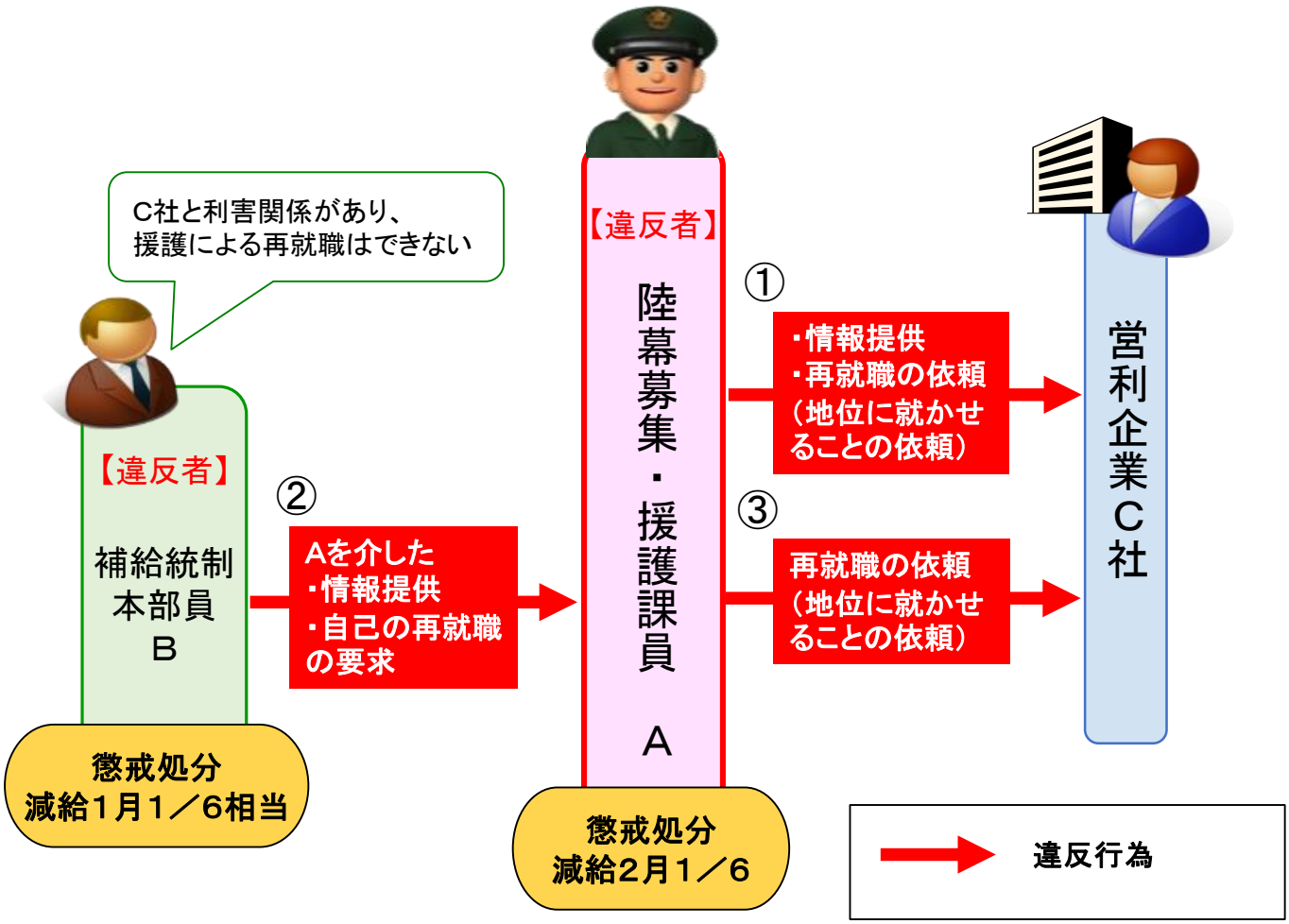

再就職等規制違反行為

①　情報提供及び再就職の依頼

Ａ募集・援護課員は、Ｃ社に対して、**補給統制本部員Ｂの経歴を伝え、採用までのスケジュール（Ｂ氏の退職後に自己求職したように装う）を示した**。

③　再就職の依頼（地位に就かせることの依頼）

Ａ募集・援護員は、**Ｂ氏の採用後の処遇をＣ社に確認し、採用までのスケジュールを再確認した**。

Ａ課員は「減給２月　１／６」の懲戒処分

②　Ａを介した情報提供及び自己の再就職の要求

補給統制本部員Ｂは、Ａ募集・援護課員の「退職後に自己求職したように装う」という説明を信用し、**Ｃ社に再就職するための調整をＡ募集・援護課員に任せた**。

Ｂは「減給１月　１／６」の処分相当

防衛省で実際に起こった規制違反行為及び不適切行為
― ③ 海幕援護業務課事案 ―

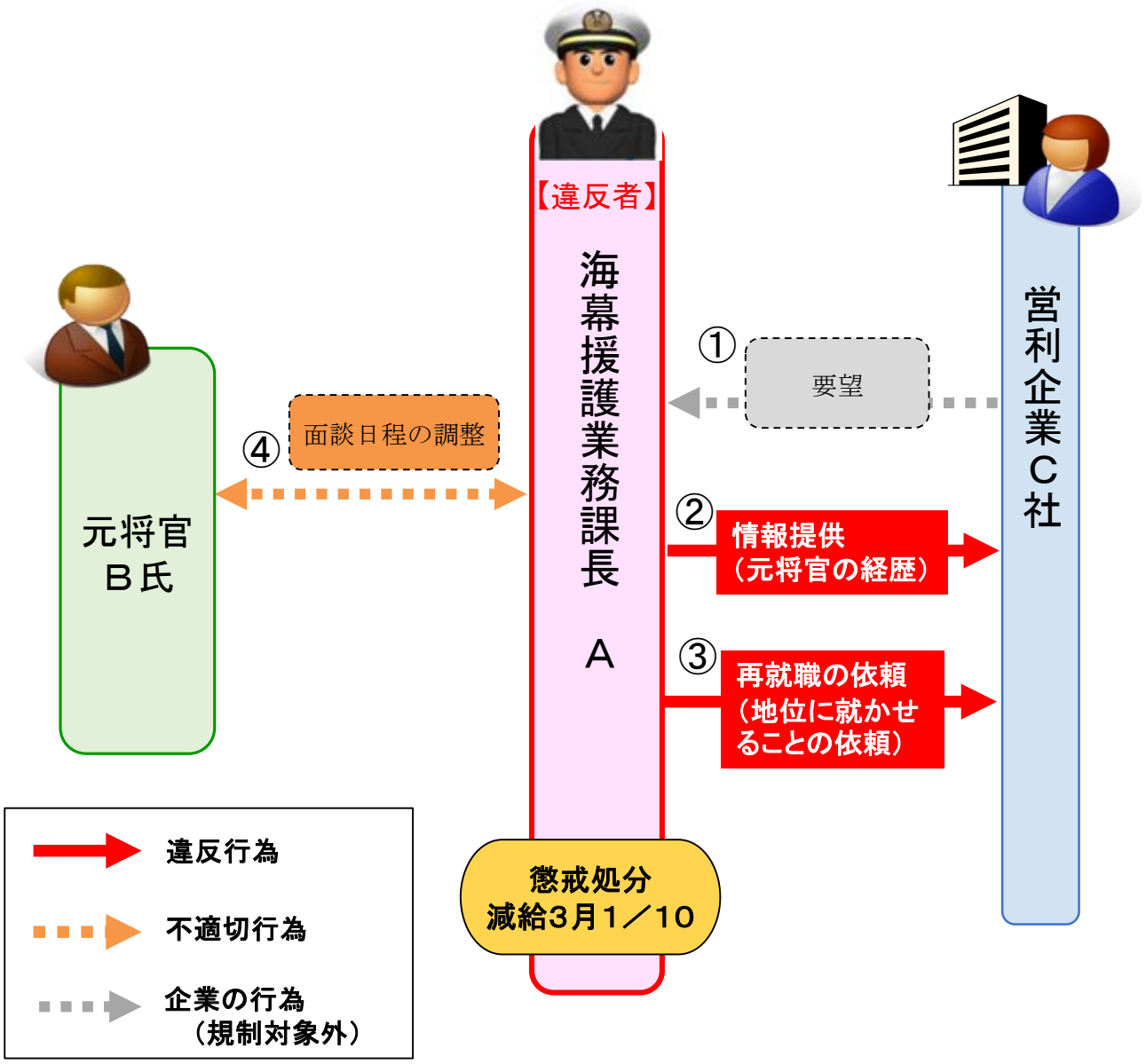

再就職等規制違反行為

②　情報提供

Ａ援護業務課長は、Ｃ社からの要望を受け、自ら作成した**Ｂ氏の経歴書を手渡した**。

③　再就職の依頼（地位に就かせることの依頼）

Ａ援護業務課長は、**Ｃ社に対してＢ氏の退職を伝え、Ｂ氏とＣ社の面談日程を調整した**。

Ａ援護業務課長は「減給３月　１／１０」の懲戒処分

防衛省で実際に起こった規制違反行為及び不適切行為
― ④ 地方協力本部事案 ―

元１等陸佐Ｘ

相談

陸上自衛隊OBである元1等陸佐Xから**再々就職**の相談を受けた地方協力本部長Aが、元1等陸佐Xを大学等の教員の地位に就かせることを目的に、以下①～④の行為を行った。

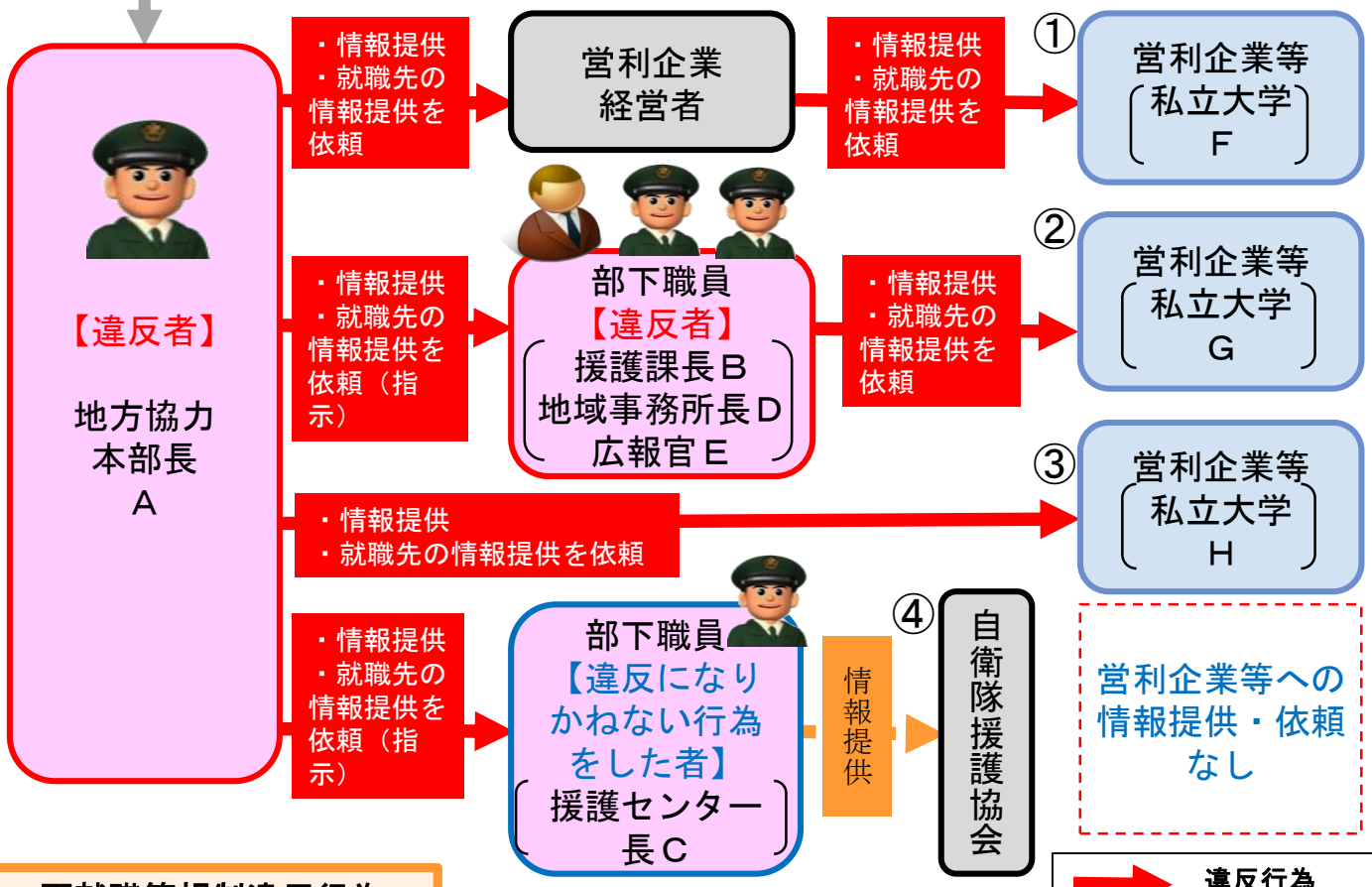

再就職等規制違反行為

① 情報提供及び就職先の情報提供を依頼

地方協力本部長Ａが営利企業経営者に元１等陸佐Ｘの**履歴書等を手交し再々就職先を探すよう依頼**し、当該**営利企業経営者は私立大学Ｆに打診**。

② 情報提供及び就職先の情報提供を依頼

地方協力本部長Ａが地域事務所長Ｄに私立大学Ｇにおける教員ポストの有無の確認を指示。**地域事務所長Ｄは、私立大学Ｇの教授ｇに教員のポストの有無を打診**するとともに、**援護課長Ｂから**元１等陸佐Ｘの**履歴書等を受領し、広報官Ｅに指示をして私立大学Ｇの教授ｇに履歴書等を手交**。

③ 就職先の情報提供を依頼

地方協力本部長Ａが私立大学Ｈの教授ｈを訪問し、元１等陸佐Ｘの**再々就職先の有無を打診**。

再就職等規制違反になりかねない行為

④ 情報提供

地方協力本部長Ａの指示により**援護センター長Ｃは自衛隊援護協会に**元１等陸佐Ｘの**再々就職のために履歴書等を提供**した。

自衛隊援護協会からは営利企業等（大学等）に情報提供等がされることはなかったため、結果的に違反には至らなかったが、自衛隊援護協会を介した**あっせん規制違反になりかねない行為**であった。

懲戒処分（再就職等規制違反行為）

地方協力本部長Ａ

①　元隊員（元１等陸佐Ｘ）を再々就職させる目的で、営利企業経営者を介して営利企業等（私立大学Ｆ）に対し、元隊員（元１等陸佐Ｘ）に関する情報提供をし、また、営利企業等（私立大学Ｆ）に関する情報提供依頼（教員ポストの有無）をした行為。

【あっせん規制違反（自衛隊法第６５条の２第１項）】

②　元隊員（元１等陸佐Ｘ）を再々就職させる目的で、部下職員（援護課長Ｂ及び地域事務所長Ｄ（広報官Ｅ））に指示し、営利企業等（私立大学Ｇ）に対して元隊員（元１等陸佐Ｘ）に関する情報提供をし、また、営利企業等（私立大学Ｇ）に関する情報提供依頼（教員ポストの有無）をした行為。

【あっせん規制違反（自衛隊法第６５条の２第１項）】

③　元隊員（元１等陸佐Ｘ）を再々就職させる目的で、自ら営利企業等（私立大学Ｈ）に対し、元隊員（元１等陸佐Ｘ）に関する情報提供等をした行為。

【あっせん規制違反（自衛隊法第６５条の２第１項）】

④　元隊員（元１等陸佐Ｘ）を再々就職させる目的で、援護センター長Ｃに再々就職先を探すよう指示をし、指示を受けた援護センター長Ｃが自衛隊援護協会に対して履歴書等を手交した行為は、営利企業等（大学等）への情報提供等に至らず、結果的に規制違反とは認められないが、自衛隊援護協会を介した**あっせん規制違反になりかねない行為**（下記参照）

地方協力本部長Ａは「減給３月　１／５」の懲戒処分

援護課長Ｂ、地域事務所長Ｄ、地域事務所広報官Ｅ

②　地方協力本部長Ａの指示並びに援護課長Ｂの指示・関与により地域事務所長Ｄ及び広報官Ｅが、元隊員（元１等陸佐Ｘ）を再々就職させる目的で、営利企業等（私立大学Ｇ）に対し、元隊員（元１等陸佐Ｘ）に関する情報提供をし、また、営利企業等（私立大学Ｇ）に関する情報提供依頼（教員ポストの有無）をした行為。

【あっせん規制違反（自衛隊法第６５条の２第１項）】

援護課長Ｂは「減給２月　１／１５」の懲戒処分
地域事務所長Ｄは「減給１月　１／１５」の懲戒処分
広報官Ｅは「減給１月　１／３０」の懲戒処分

懲戒処分（再就職等規制違反違反になりかねない行為）

援護センター長Ｃ

④　地方協力本部長Ａの指示を受けた援護センター長Ｃが自衛隊援護協会に対して履歴書等を手交した行為は、就職援助の対象者ではない元隊員の再々就職のために元隊員の情報を提供して自衛隊援護協会への橋渡しを行ったものであり、自衛隊援護協会から営利企業等（大学等）に情報提供等がなされることはなかったため、結果的に規制違反とは認められないものの、自衛隊援護協会から営利企業等への情報提供等が行われれば、自衛隊援護協会を介したあっせん規制違反に該当していたところ。

【あっせん規制違反になりかねない行為（職務上の注意義務違反）】

自衛隊法第６５条の２第１項違反に至らなかったとしても、**同条項の趣旨を実質的に害する行為は当然厳に慎むべき**である。

援護センター長Ｃは「減給１月　１／５」の懲戒処分

防衛省で実際に起こった規制違反行為及び不適切行為
― ⑤ 地方防衛局建築課長、元建築課長の事案 ―

建設会社Ｘが参画する建設共同企業体は、自衛隊の施設工事への参加を申請

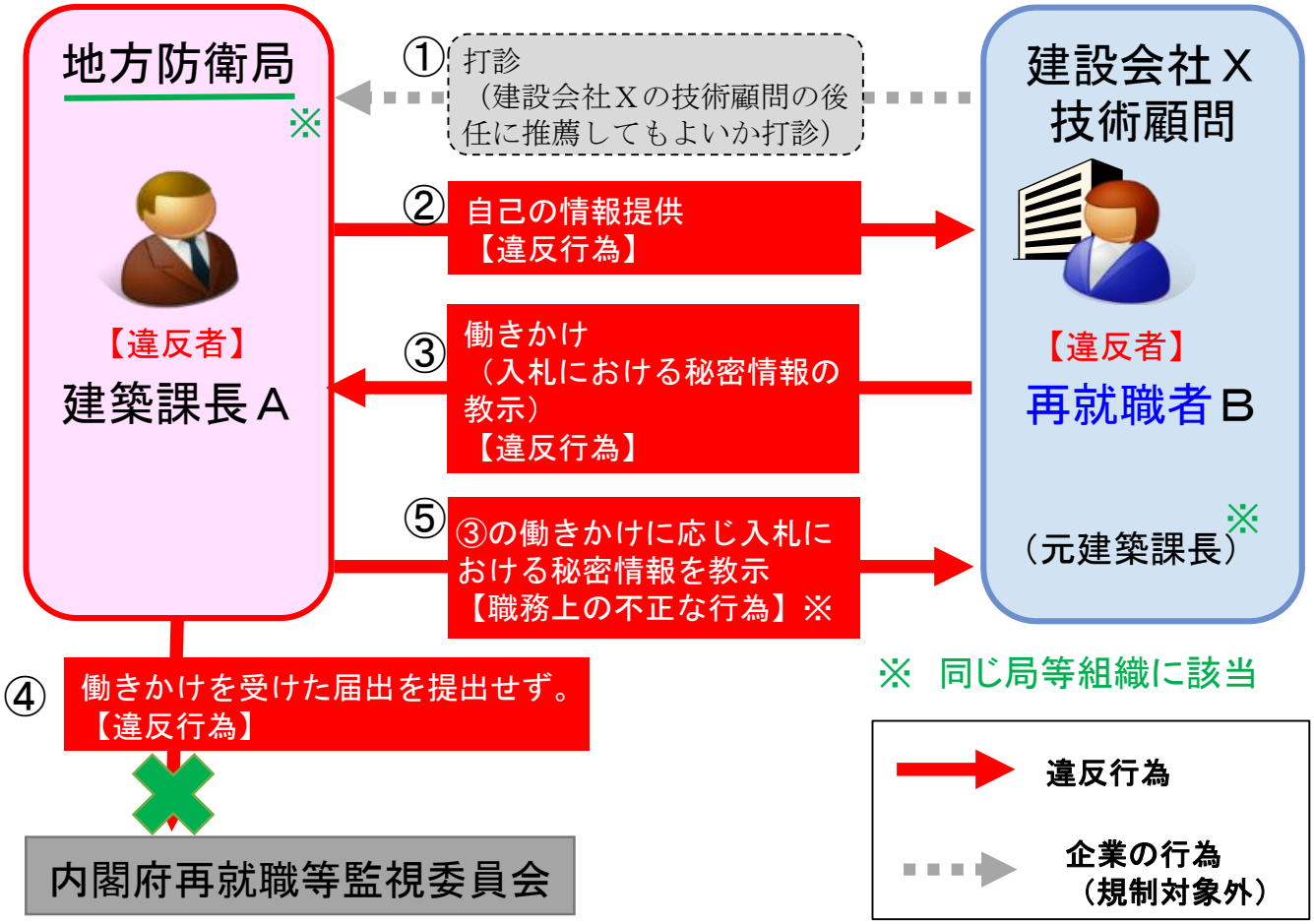

再就職等規制違反行為

②　情報提供（自己に関する情報）

建築課長Ａは、再就職者Ｂの①に対して、**後任への推薦が問題ないこと、単身赴任勤務が可能**であること、**ＬＩＮＥのアカウント**などの**自己に関する情報を提供**。

③　働きかけ（入札における秘密情報の教示）

元建築課長である再就職者Ｂは、建築課長Ａに対し、調査基準価格などの**入札における秘密情報の教示を働きかけ。**

④　届出義務違反（働きかけ）

建築課長Ａは、③により再就職者Ｂから**働きかけを受けたにも関わらず、届出を懈怠。**

違反者Ａの②の**求職活動規制違反等の行為は、懲戒処分（減給１月１／５）相当**（Ａの退職後に事案が発覚）

※　違反者Ａの②の求職活動規制違反は、⑤の職務上の不正行為を伴うことから懲役１年以下の罰則に該当するもの、また、違反者Ｂの③の働きかけ規制違反は職務上の不正な行為をするよう要求するものであり、懲役１年以下の罰則に該当するものであるが、かかる扱いを含め本件に係る談合防止法違反事件について刑が確定

5　再就職情報の届出

【自衛隊法第６５条の１１】

再就職情報について、政府としての一元管理及び国民への情報公開を的確に実施する観点から、再就職情報の届出が義務づけられています。

① 隊員（全隊員）が、在職中に営利企業等への再就職を約束した場合
⇒ **約束後速やかに（※）届出**　※目安として１週間以内

② 管理職隊員であった者が、離職後２年間、行政執行法人以外の独立行政法人、特殊法人、認可法人又は公益法人の役員（非常勤を除く）等に再就職しようとする場合
⇒ **再就職前に届出　（事前の届出）**

③ 管理職隊員であった者が、離職後２年間、営利企業に再就職した場合や報酬を得て営利企業以外の団体に再就職した場合
⇒ **再就職後速やかに（※）届出　（事後の届出）**　※目安として１ヶ月以内

若年定年等隊員及び一般定年等隊員ともに、防衛大臣（現在の在職機関又は離職時の在職機関経由）に届出を行います。

管理職隊員又は管理職隊員であった者についての再就職状況は、防衛省及び内閣から再就職情報が公表されます。

【管理職隊員】
１佐（三）以上及び行政職（一）７級（相当級を含む。）以上の隊員。
ただし、１佐（三）及び行政職（一）７級（相当級を含む。）の隊員については、俸給の特別調整額にかかる区分がⅡ種以上の隊員に限る。
なお、離職時に非管理職隊員であっても、一度でも管理職隊員であったことのある隊員は含まれる。

Q&A

Q　「再就職情報の届出」を提出して既に再就職している管理職隊員であった者が、離職後２年間に当該再就職先を退職して別の営利企業等に再々就職する場合も届出が必要ですか。

A　離職後２年間に再就職する度に、その回数にかかわらず、再就職先とその地位に応じて「事前の届出」又は「事後の届出」が必要となります。

Q　管理職隊員であった者が、定年退職後に再任用隊員（フルタイム勤務、短時間勤務）として勤務したあと退職し、その後再就職しようとする場合、「事前の届出」又は「事後の届出」が必要ですか。また、役職定年で役降りした場合はどうですか。

A　役降りを含め一度でも管理職隊員であったことのある者は、定年退職日から２年間の再就職について、再就職先に応じて「事前の届出」又は「事後の届出」が必要です。（再任用隊員の期間に一度でも管理職隊員であったことがあれば、再任用隊員でなくなった日から２年間の再就職について同様に届出が必要です。）

6　規制違反の調査と制裁措置

再就職等規制違反行為の疑いがある場合は、防衛大臣又は内閣府再就職等監視委員会による調査が行われ、調査の結果、再就職等規制違反行為があったと認められるときは、自衛隊法に基づき、「あっせん規制」違反及び「求職活動規制」違反は**懲戒処分**、「働きかけ規制」違反は**１０万円以下の過料**の対象となります。

また、職務上不正な行為を伴う場合は、「あっせん規制」違反及び「求職活動規制」違反は懲戒処分に加え**３年以下の懲役**、「働きかけ規制」違反は、**１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金**の対象となります。

各種申請書・届出様式の入手方法等

次の申請書・届出様式については、防衛省ウェブサイトから入手できます。

・利害関係企業等に対する求職承認申請書　（▶Ｐ５関連）
・再就職者による依頼等の承認申請書　（▶Ｐ７関連）
・再就職者から依頼等を受けた場合の届出　（▶Ｐ７関連）
・在職中に再就職の約束をした場合の届出　（▶Ｐ１７関連）
・管理職隊員であった者が再就職しようとする場合の届出　（▶Ｐ１７関連）
・管理職隊員であった者が再就職した場合の届出　（▶Ｐ１７関連）

〇ホームページ
　「防衛省」で検索

〇ページ
　・「防衛省」＋「再就職等規制」で検索
　・防衛省のホームページから「法令・手続等」をクリック
　　⇒「自衛隊員の再就職等規制の届出」をクリック
　　⇒「届出様式・公表等」をクリック
　　⇒「Ⅶ　承認申請書様式・再就職の届出様式」をクリック
https://www.mod.go.jp/j/presiding/saishushoku/yoshiki.html

書き方や提出については、在職機関（元隊員については、離職時の在職機関）の人事担当者へお問い合わせください。

ＭＥＭＯ

規制違反情報の受付

防衛人事審議会再就職等監視分科会又は内閣府再就職等監視委員会では、再就職等規制違反行為に関する情報を投書、電話、ホームページ（電子メール）により受け付けておりますので、ご協力をお願いいたします。

【規制違反情報通報窓口】

◆若年定年等隊員に係る情報の受付

投　書：〒１６２－８８０１
東京都新宿区市谷本村町５－１
防衛人事審議会再就職等監視分科会　宛
（人事教育局 人事計画・補任課再就職等監視室）
電　話：０３－３２６８－３１１１（代表）内線２３５８７
メール：kanshi@ext.mod.go.jp

◆一般定年等隊員に係る情報の受付

投　書：〒１００－０００４
東京都千代田区大手町１－３－３　大手町合同庁舎３号館
内閣府 再就職等監視委員会 再就職等監察官　宛
電　話：０１２０－３４４９５４（フリーダイヤル）
０３－６２６８－７６６０～７６６８、７６８１
メール：https://form.cao.go.jp/kanshi/opinion-0003.html
のメールフォームを使用

※　提供された情報は、規制違反等に関する調査等の際に、資料として活用させていただきます。可能な場合には、具体的な情報（いつ、どこで、誰が、誰に対して、どのような方法で、何をしたかなどの情報）の提供をお願いいたします。
　なお、ご提供いただいた情報に基づき調査を行う際にも細心の注意を払い、情報提供者が所属組織や調査先などに特定されることのないよう万全を期しておりますので、ご安心ください。

～元隊員の情報の取り扱いにご注意ください～

営利企業等からの照会に対し、隊員が再就職につながるかもしれないことを認識・認容した上で、元隊員の連絡先等を提供する行為は、あっせん規制に抵触し、懲戒処分等の対象となる可能性があります。

営利企業等から元隊員の連絡先の照会を受けた場合には、再就職等規制により連絡先を教示することはできない旨応答し、隊員から直接連絡先を回答することはせず、そのような場合には照会元の営利企業等の連絡先（担当者）を聞き取り、元隊員に伝えた上で、要すれば元隊員から回答してもらうなど、あっせん規制に抵触し得る行為にご注意ください。

また、退職予定隊員においては、自身の連絡先を現職隊員に伝え、「外部からの照会があった際には教えて良い」と指示することは、当該退職予定隊員が求職活動につなげる意図をもって指示したわけではないとしても、指示を受けた隊員によるあっせん規制違反行為を誘発することになりかねないことに留意し、隊員から前述のような連絡があった場合には、自身から照会元に連絡していただくようお願いします。

退職する隊員に関係する情報を含め人事異動情報について、発令の前後を問わず既に公にされているものを除き、元隊員や営利企業等に提供する行為等は、規制に抵触する可能性、または違反行為の疑念を生じさせるおそれがあることから、業務上の必要性がある場合を除きしてはいけません。

（令和５年６月２３日各府省等人事担当課長等申合せ）

MEMO

防衛省 人事教育局 人事計画・補任課 再就職等監視室

〒162-8801　東京都新宿区市谷本村町5-1
電　話：03-3268-3111（代表）内線23584
専用線：8-6-23584
メール：kanshi@ext.mod.go.jp
ＵＲＬ：https://www.mod.go.jp/j/presiding/saishushoku/index.html

（令和６年１２月作成）